

議会 BCP 見直しポイント

○見直しの背景

・議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要性がある。今般の新型コロナウイルスなど感染症の拡大は、大規模災害に匹敵する脅威があり、従前の自然災害、事故等に加え、感染症の発生・蔓延時においても議会として迅速に対応する必要があるものについて、継続して議会の役目を担い、その責務を果たすために、行動基準について定めようとするもの。

○見直しのポイント

- ① 従来の対象災害から感染症対策を抜き出し、議会災害対応の対象災害に「感染症」を追加
- ② 新型コロナ等「感染症」に係る業務継続の体制・活動基準を追加規定

※当初予定していた構成案を、「地震・風水害」等に係るセクションと同様に整理

～自然災害等と感染症では、災害時の体制、事務局の非常時優先業務、参集基準、議員の基本的行動等に違いが生じることから、両者を区分して規定する必要がある。

→これらのことから、従来の「災害時の体制及び活動の基準」を「地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準」とし新たに「感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」を加え、かつ計画全体の調整を図るものとする。

※「発生段階別の考え方」については、発生当初は、より細かな「フェーズ」に沿った考え方もあったが、現在、町は道の「警戒ステージ」・指示に沿って行動を行うことから議会においても同様の考え方で整理する

- ③ 「地震・風水害」等に係る業務継続の体制・活動基準を別途区分する等、①②を行うための現行計画の構成変更
- ④ 「風水害」に対応する行動基準に「予測期」を追加（気象予報等で一定の予測が可能であることから）
- ⑤ タブレット端末の活用を追加
- ⑥ 事務局職員が感染等した場合の補完対応を記載
- ⑦ 字句等の修正（災害→災害等、災害発生時→災害時、など）
- ⑧ その他（新庁舎移転等）

－ 参考 －

○町は、新型コロナウイルスの発生においては、国・北海道の行動計画を踏まえるとともに、本町の「新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 26 年 10 月）に基づく対応を基本としている。

議会BCP見直し 構成変更

現行BCP	見直し案
1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的	1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的
2. 災害時の議会、議員の行動方針	2. 災害時の議会、議員の行動方針
(1) 議会としての役割	(1) 議会としての役割
(2) 議員としての役割	(2) 議員としての役割
3. 災害時の執行機関の動きと議会との関係	3. 災害時の執行機関の動きと議会との関係
4. 議会が発動する災害の種類	4. 議会が発動する災害の種類
5. 災害時の体制及び活動の基準	5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準
(1)災害時の体制(安否確認)の構築	(1)業務継続の体制
① 議会事務局の体制	① 議会事務局の体制
ア 事務局職員の行動基準	ア 発生時に応じた事務局職員の行動基準
(図)「参集者の参集基準」	イ 議員への安否確認方法と確認事項
イ 議員への安否確認方法と確認事項	ウ 安否確認事項
ウ 安否確認事項	②議会の体制
②議会の体制	ア 議会災害対策会議の設置
ア 議会災害対策会議の設置	イ 対策会議などの指揮命令系統
イ 議員の基本的行動	ウ 議員の基本的行動
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準	エ 発生時期に応じた議員の行動基準
エ 対策会議などの指揮命令系統	(図)「参集者の参集基準」
(図)「議会・事務局の行動の流れ」	(図)「議会・事務局の行動の流れ」
(2)行動時期に応じた活動内容の整理	(2)行動時期に応じた活動内容の整理
① 行動形態	① 対応段階の定義
② 行動基準	② 行動形態
③ 議員の参集方法など	③ 行動基準
(図)議員参集基準	④ 議員の参集方法など
(図)議員の参集フロー	(図)議員参集基準
	(図)議員の参集フロー
	⑤ 行動体系及び基本的行動フロー
	(図) 芽室町議会災害時対応基本計画の行動体系
	(図)芽室町議会災害時対応基本計画の基本行動フロー

議会BCP見直し 構成変更

(3)審議を継続するための環境の整理 ① 庁舎の建物設備 ② 通信設備 ③ 情報システム ④ 備蓄品などの確保 6. 情報の的確な収集 (1) 地域の災害情報の収集など	(3)審議を継続するための環境の整理 ① 庁舎の建物設備 ② 通信設備 ③ 情報システム ④ 備蓄品などの確保 (4)情報の的確な収集 ① 地域の災害情報の収集など ② タブレット端末の活用 6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準 (1)感染症に係る発生段階別の考え方 ※1 新しい警戒ステージ (表)警戒ステージの状況と対応の考え方 (図)警戒ステージの対応の目安 (表)警戒ステージの指標 ※2 芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画 ※3 芽室町新型コロナウイルス感染症対策タイムライン (2)業務継続(感染防止)体制の構築 ① 議会事務局の体制 - ア 議会事務局職員の行動基準 - イ 議員への安否(健康状態)確認方法と確認事項 ② 議会の体制 - ア 災害対策会議の設置 - イ 対策会議などの指揮・命令系統 - ウ 議員の基本的行動 - エ 発生時期に応じた議員の行動 (図)第2・3段階・警戒ステージ2の議会・議会事務局の行動の流れ (3)行動時期に応じた活動内容の整理 ① 行動形態 ② 行動基準 ③ 議員の参集方法など (図)議員参集基準 (図)議員の参集フロー
--	--

議会BCP見直し 構成変更

	(4) 審議を継続するための環境の整理 ① オンライン会議の活用 ② 備蓄品などの確保 (5) 情報の的確な収集 ① 地域の災害情報の収集など ② タブレット端末の活用 (6) 議員・議会事務局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等 ① 議事堂フロアの閉鎖 ② 議会フロアの消毒 ③ 罹患者等の復帰基準 ④ 職員の業務体制 (表) 新型コロナウイルス発生時の議会事務局の業務継続対応 ⑤ その他の対応
7. 議会の防災計画と防災訓練 (1) 議会の防災計画など (2) 議会の防災訓練など	7. 議会の防災計画と防災訓練 (1) 議会の防災計画など (2) 議会の防災訓練など
8. 計画の運用 (1) 議会災害時対応基本計画の見直し (2) 見直し体制	8. 計画の運用 (1) 議会災害時対応基本計画の見直し (2) 見直し体制
9. 計画の体系図 (1) 時系列にみる基本的行動パターン ・芽室町議会災害時対応基本計画の特徴 - 様式 1 議員安否確認表 - 様式 2 情報収集連絡表 災害時対応体制導入	9. 資料 ・芽室町議会災害時対応基本計画の特徴 ・様式1 議員安否確認表 ・様式2 情報収集連絡表 ・様式3 議員健康状態確認票 ・災害時対応基本計画導入・改訂履歴

改訂案



芽室町議会災害時対応基本計画

－議会 BCP ver3.0－

芽室町議会

平成27年12月[令和2年〇月改訂]

目次

1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的	3
2. 災害時の議会・議員の行動方針	3
(1) 議会としての役割	3
(2) 議員としての役割	4
3. 災害時の執行機関の動きと議会の関係	4
4. 議会が発動する災害の種類	4
5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準	6
(1) 業務継続の体制	6
① 議会事務局の体制	6
② 議会の体制	9
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	14
① 対応段階の定義	14
② 行動形態(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態)	15
③ 行動基準(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)	16
④ 議員の参集方法など	17
⑤ 行動体系及び基本的行動フロー	19
(3) 審議を継続するための環境の整理	22
① 庁舎の建物・設備	22
② 通信設備	22
③ 情報システム	22
④ 備蓄品などの確保	22
(4) 情報の的確な収集	23
① 地域の災害情報の収集など	24
② タブレット端末の活用	24
6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準	25
(1) 感染症に係る発生段階別の考え方	25
(2) 業務継続(感染防止)体制の構築	29
① 議会事務局の体制	29
② 議会の体制	31
(3) 行動時期に応じた活動内容の整理	35
① 行動形態	36
② 行動基準	37
③ 議員の参集方法など	38
(4) 審議を継続するための環境の整理	40

① オンライン会議の活用	40
② 備蓄品などの確保.....	40
③ 一般傍聴者への対応.....	41
(5)情報の的確な収集	41
① 地域の災害情報の収集など.....	42
② タブレット端末の活用.....	42
(6)議員・議会事務局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等...	43
① 議事堂フロアの閉鎖	43
② 議会フロアの消毒	43
③ 罹患者等の復帰基準	43
④ 職員の業務体制	44
⑤ その他の対応	45
7. 議会の防災計画と防災訓練	46
(1) 議会の防災計画など	46
(2) 議会の防災訓練.....	46
8. 計画の運用	47
(1)議会災害時対応基本計画の見直し.....	47
(2)見直し体制	47
9. 資料	48
■災害時対応基本計画導入・改訂履歴■	52

1. 芽室町議会災害時対応基本計画の必要性と目的

本町議会では、平成 23 年9月の台風 12 号の発生時、避難勧告が発令された際、「議会及び議員として行動しなくていいのか」「議会は、どのように行動すべきか」「議会は、避難場所及び災害箇所を把握してもいいのか」などの疑念から議会運営委員会でも行動指針について協議した経緯がある。しかしながら、当時は「執行機関への支障」などが懸念されたことから見送った。

しかし、平成 23 年3月の東日本大震災を契機に、執行機関側が策定する地域防災計画に加え、業務継続計画(Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)を策定する議会も増え、本町議会においても大規模な災害等発生時(以下、「災害時」という)の迅速な意思決定、多様な町民ニーズの反映、議会機能の継続化について検討した。

その結果、本町議会としても、BCP(業務継続計画)を確立すべきものとして、「芽室町議会災害時対応基本計画」を策定した。

加えて、令和2年の新型コロナウイルスなど感染症の拡大は、大規模災害に匹敵する脅威となり、感染症の発生・まん延時においても議会として迅速に対応する必要があることから、継続して議会の役目を担い、その責務を果たすために、治療法・予防法が確立されていない感染症対策について対応すべく内容を見直した。

なお、本計画の実行にあたっては、「芽室町地域防災計画」並びに「新型インフルエンザ等対策行動計画」「新型コロナウイルス発生時の芽室町業務継続計画」等を十分に踏まえるものである。

2. 災害時の議会・議員の行動方針

(1) 議会としての役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、町の団体意思を決定するとともに執行機関の事務執行をチェックし、また、町の重要な政策形成において地域特性や多様な町民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、大規模な災害等が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要性がある。そのためにさまざまな災害を想定し、対応する体制を整えなければならない。加えて災害等の復旧・復興時にあっては、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員としての役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害時には、特に初期を中心に、一町民として被災した町民の救援や被害の復旧のために、非常事態に即応した役割も求められる。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割も同時に担うものである。

3. 災害時の執行機関の動きと議会の関係

災害時に、実質的かつ主体的に対応するのは、危機・防災対策の担当課をはじめとする執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決機関としての役割を担い、その範囲内で災害に対応することが基本となる。

特に災害初期において、執行機関は職員が災害等の情報(以下「災害情報」という。)の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想され、議員の情報収集及び要請行動について、状況と必要性を見極め、執行機関の初動体制や応急対応への配慮が必要となる。

一方で、議会が自らの役割である監視けん制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。

そのため議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害等の対応(以下「災害対応」という)に当たるものである。

4. 議会が発動する災害の種類

議会が果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密な関係性があり、相互に補完する関係にあることから、執行機関における地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や町国民保護対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を概ね準用するものである。

議会災害時対応の対象とする災害等は、次のとおりとする。

議会災害時対応の対象災害

災害種別		災害内容
地震		・町内に震度5弱および5強以上の地震が発生したとき ・町内に地震による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
風水害		・多くの住家や人的被害が発生し被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害		・被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	航空災害	・多くの死傷者が発生したとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
	道路災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	鉄道災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消化活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
冷(湿)害		・各地で冷(湿)害被害が発生したとき
感染症		・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ町民の生命・健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき。
その他		・自然災害のほか、大規模火災などの大規模事故、原子力災害、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの。

5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 業務継続の体制

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会事務局の体制

町災害対策本部等が設置された際には、議会事務局の職員(以下「事務局職員」という。)は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務(以下「非常時優先業務」という。)に当たるものとする。災害等が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている事務局職員(第1次参集者)は、災害情報を把握次第、速やかに議会事務局に参集し、非常時優先業務に当たらなければならない。

なお、参集にあつては、当該事務局職員やその家族の被災、当該事務局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制(第2次参集者)を整える。

ア 発生時に応じた事務局職員の行動

a. 災害等が勤務時間(8時45分～17時30分)内に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で、家族の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

b. 災害等が勤務時間外(17時30分～8時45分、c.の休日を除く)に発生した場合(平日夜間のケース)

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、~~自身と家族の安全確保を行なった~~その上で、住居の被害状況を確認する。第1次参集者(第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後)は、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

c. 災害等が休日(土曜・日曜・祝日)に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。第1次参集者(第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後)は、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

事務局職員の非常時優先業務

・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
・議会事務局職員の安否確認
・議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
・議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
・議員の安否確認
・議会災害対策会議の設置準備
・町災害対策本部等との連絡体制の確保
・災害関係情報の収集・整理、議員への発信
・議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
・議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
・電気、水道などインフラの確認
・報道対応など

イ 議員への安否確認方法と確認事項

a. 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員のタブレット端末・携帯メールに一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、タブレット端末・携帯メールへの送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

b. 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

事務局職員の携帯メールなどから議員のタブレット端末・携帯メールに一

斉送信、返信のない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、**タブレット端末・携帯メール**への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

c. 議会事務局と事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

「検討課題」

通信機器が全てダウンすることを想定し、議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

ウ 安否確認事項

様式1「議員安否確認表」に基づき、次の内容を確認する。

・議員とその家族の安否状況
・議員の所在地
・議員の居宅の被害状況
・議員の参集の可否と参集が可能な時期
・議員の連絡先(家族などの連絡先)
・地域の被災状況

② 議会の体制

ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため町災害対策本部等の設置後、速やかに芽室町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。対策会議は、議長と副議長、議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

（議会災害対策会議 8名又は9名）

構成員	議長	副議長	議運委員
役職	委員長	副委員長	
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集・共有などに関すること ○町災害対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

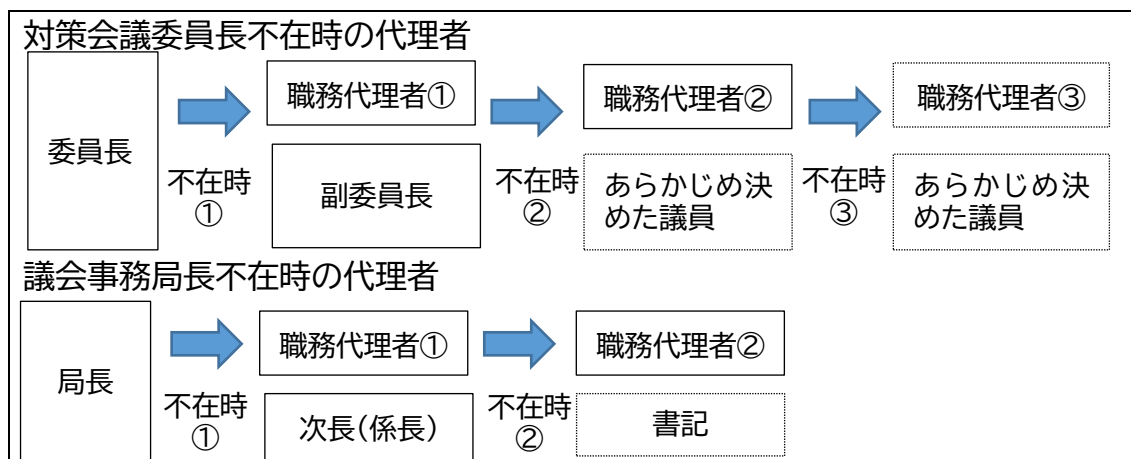
※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。なお、この取り扱いは、最初の災害対策会議で協議・決定し、その後の協議で取り扱いの変更をすることも可能とする。

災害種別		設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震		町災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局（第1委員会室）	町災害対策本部等の設置確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。協議事項は、委員長が決定する。
風水害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の後掲の参集基準と同様とする。

イ 対策会議などの指揮・命令系統

対策会議と議会事務局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。



ウ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たるものとする。

- a. 対策会議からの全議員の参集指示があるまでは、地域の一員として町民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- b. 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- c. 対策会議からの全議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- d. 対策会議の議員は、対策会議が設置された場合には、上記にかかわらず対策会議の任務に当たる。

エ 発生時に応じた議員の行動

- a. 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合
議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局

職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

b. 災害が会議時間外(夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など)に発生した場合(議員が町内にいる状態)

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一町民として支援活動や災害情報の収集に当たる。

c. 災害が議員の町内不在時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、~~自身の安全確保を行った~~その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる体制を確保し、自宅待機又は地域で一町民として支援活動や災害情報の収集に当たる。

※ 災害情報の収集

災害情報は、様式2「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し、災害現場の写真などを議会事務局に報告(タブレット端末による共有・メール・ファックス等)する。

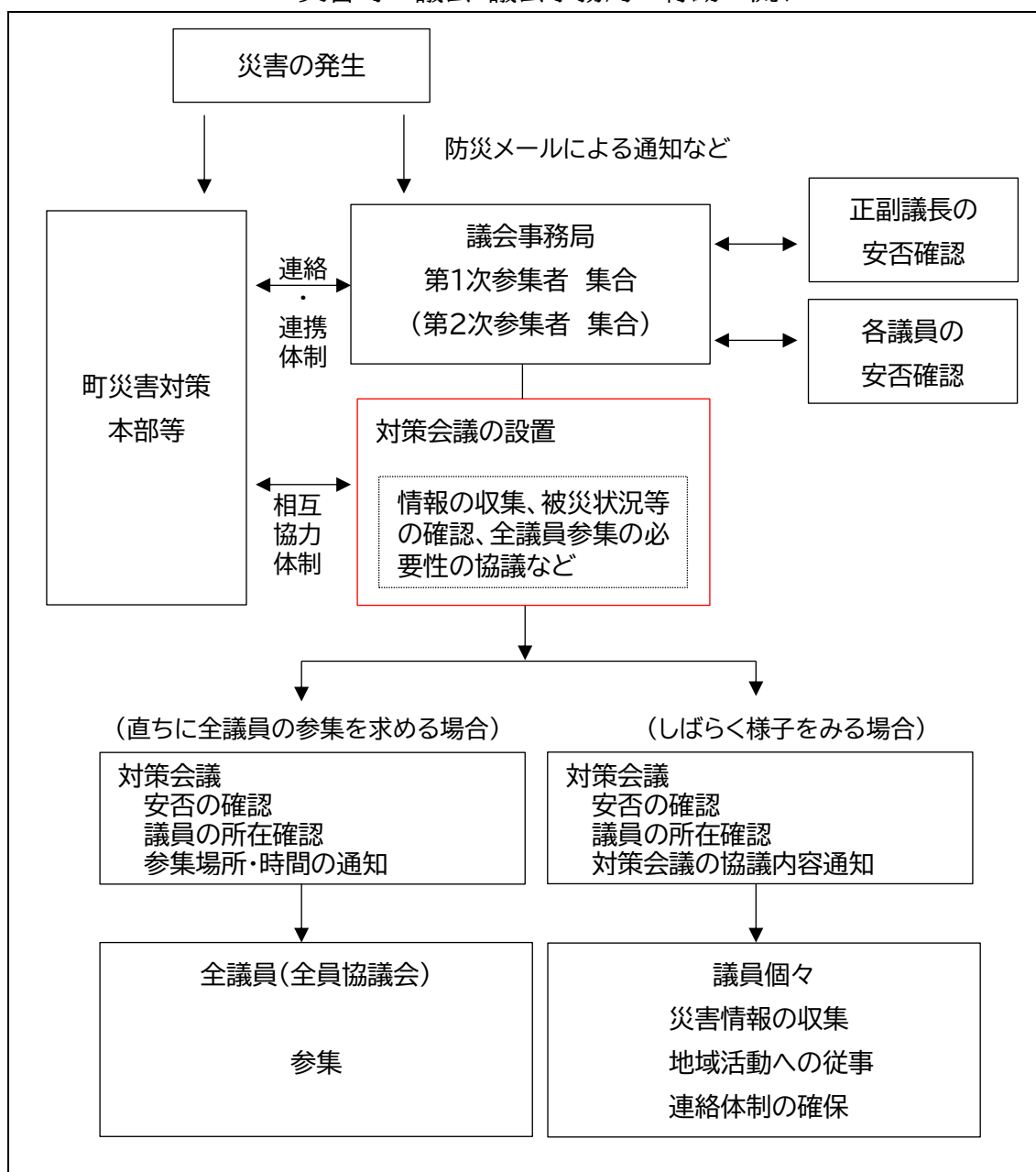
参集者の参集基準

災害種別		参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震		第1次参集者 計6名 ・4名(正副議長・正副議運委員長) ・局長 ・次長(係長)	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩で参集	作業服を基本とし、防雨・防寒・安全を考慮した服装を着用する。作業靴を必ず着用する。	タブレット端末、携帯電話、筆記用具、飲料、水分、食料、3日分の着替えなど
		第2次参集者 計5名 ・4名(各常任委員会正副委員長・他議運委員) ・書記1名	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
風水害	全域	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本とし、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考慮した交通手段で参集	同上	同上
		同上	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
	局地	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制を確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集(災害場所の情報収集に努め、必要に応じて第2次参集者に事前に連絡)	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考慮した交通手段で参集	同上	同上
		同上	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
その他		同上	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上
		同上	第1次参集者から連絡を受け速やかに参集			

- ・ 第1次参集者と第2次参集者は、公共交通機関が途絶することを想定し、基本的には徒歩により本庁まで参集が可能な者から指名する。
- ・ 第1次参集者が、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上での救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された第2次参集者にその旨を連絡し、第2次参集者が参集する。

- ・ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
- ・ 事務局職員間の連絡は、議会事務局の緊急連絡網に基づきメール、携帯電話などにより連絡する。
- ・ 参集途上適宜、災害情報を収集する。
- ・ 一人が継続して48時間を超えて災害対応に当たることのないよう、議会事務局の交替勤務体制を整え、健康管理に留意する。

災害時の議会・議会事務局の行動の流れ



(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、災害等の発生が予測される段階から発災後の時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（予測期、初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。

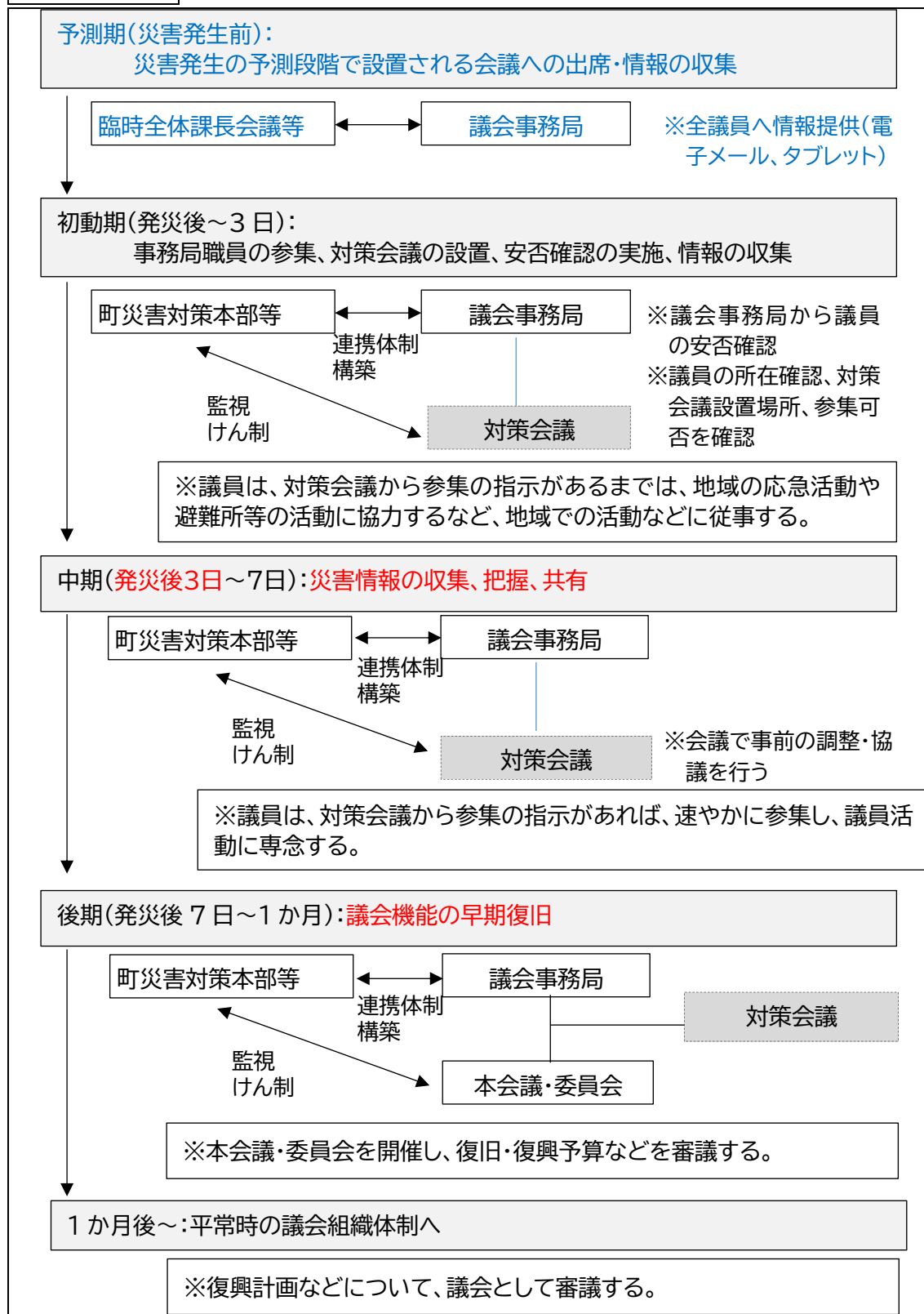
なお、後期から平常時に移行する段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点から、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

① 対応段階の定義

対応段階	状 態
予測期	発災前
初動期	発災～3 日
中期	発災後3日～7日
後期	発災後7日～1か月程度

② 行動形態(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態)

災害時の行動形態は、次のとおりとする。

地震・風水害編

③ 行動基準(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

地震・風水害編

時期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【予測期】 災害発生前	・災害予測情報の収集 ・町と連絡体制確保 ・議員への情報提供 ・非常時優先業務の確認	・対策会議の設置準備	・自身と家族の安全確保 ・議会事務局との連絡手段の確認・確保
【初動期】 災害発生直後 ～ 24時間	・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確保 ・第1次参集者又は第2次参集は、議会事務局へ参集 ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・対策会議の設置 ・議会事務局の被災状況の確認 ・議会事務局の情報端末機器の確認 ・町と連絡体制確保 ・電気、水道の確認	・対策会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・町災害対策本部等との連携	・自身と家族の安全確保 ・議会事務局に安否報告
【初動期】 24時間 ～ 48時間	・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議場、委員会室などの被災状況の確認 ・議場、委員会室の放送設備の確認 ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集 ・報道対応	・議員の安否などの情報整理 ・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・町災害対策本部等と情報の共有	・対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
【初動期】 48時間 ～ 72時間	・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信	・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・町災害対策本部等と情報の共有 ・議会運営事項の協議	・対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保

【中期】 3日 ～ 7日	・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 ・議会再開に向けた準備	・情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・災害初動対応の進捗状況の確認	・対策会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
【後期】 7日 ～ 1か月程度	・対策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行	・本会議、委員会の開催準備 ・復旧工事などの確認	・対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常の議会体制へ移行

~~※「検討課題」風水害、その他の災害においても、地震編の行動基準に準拠した行動が可能であるが、適宜、応用すべき内容や変更すべき事項などを明記しておく必要がある。~~

④ 議員の参集方法など

議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

議員参集基準

地震・風水害編

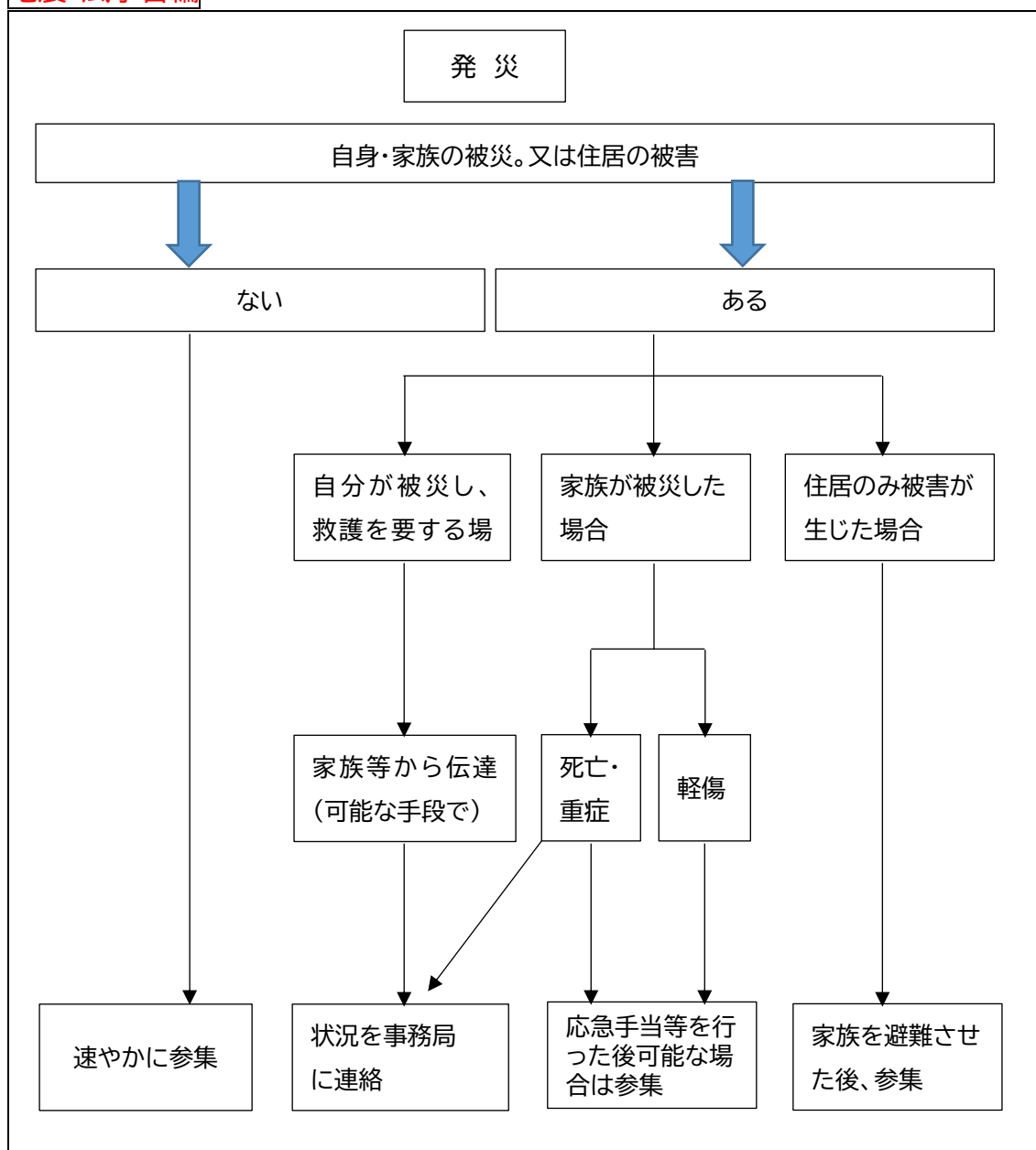
災害種別		参集方法(手段)	参集場所	服装	携帯品
地震		公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通機関で参集	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会事務局(本庁舎3階) 本庁が被災した場合 ⇒ 対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装冬季は防寒対策を行う	タブレット端末、携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
風水害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え、必要な交通機関で参集	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

議員の参集フロー

地震・風水害編



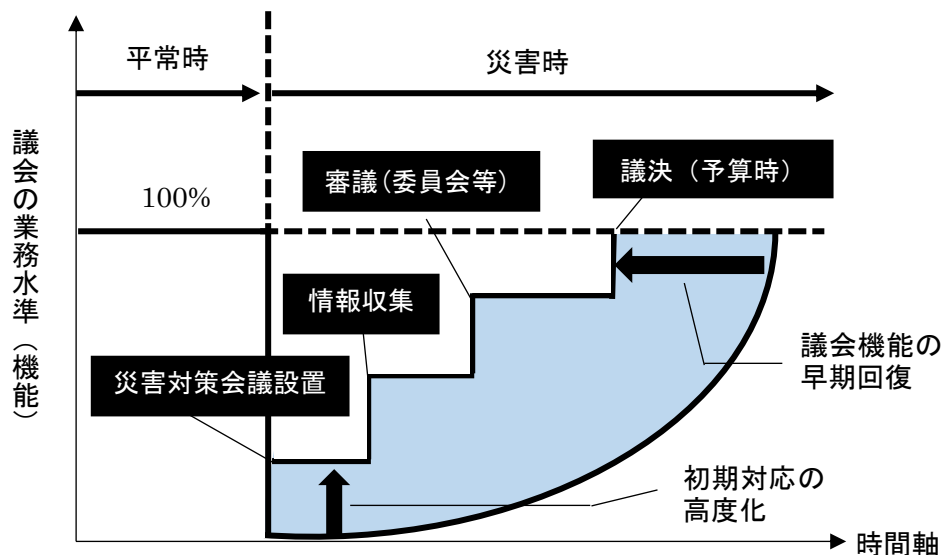
議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要である。

⑤ 行動体系及び基本的行動フロー

計画の全般的な行動体系と、発災から1か月程度までの行動について、災害(大地震)が休日・時間外に発生した場合を1つの行動フローとして整理する。

地震・風水害編

芽室町議会災害時対応基本計画の行動体系



発災

災害発生！ 芽室町議会議員の行動は！

1 初動期（発生後～3日）

災害対策会議設置

安否確認、情報収集災害対策会議に参集するまでは、一町民として地域活動などに従事します。

2 中期（3日～7日）

災害情報の収集・把握・共有

災害対策会議の指示に基づき参集し、議員活動に専念します。

3 後期（7日～1か月）

議会機能の早期復旧

本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議します。

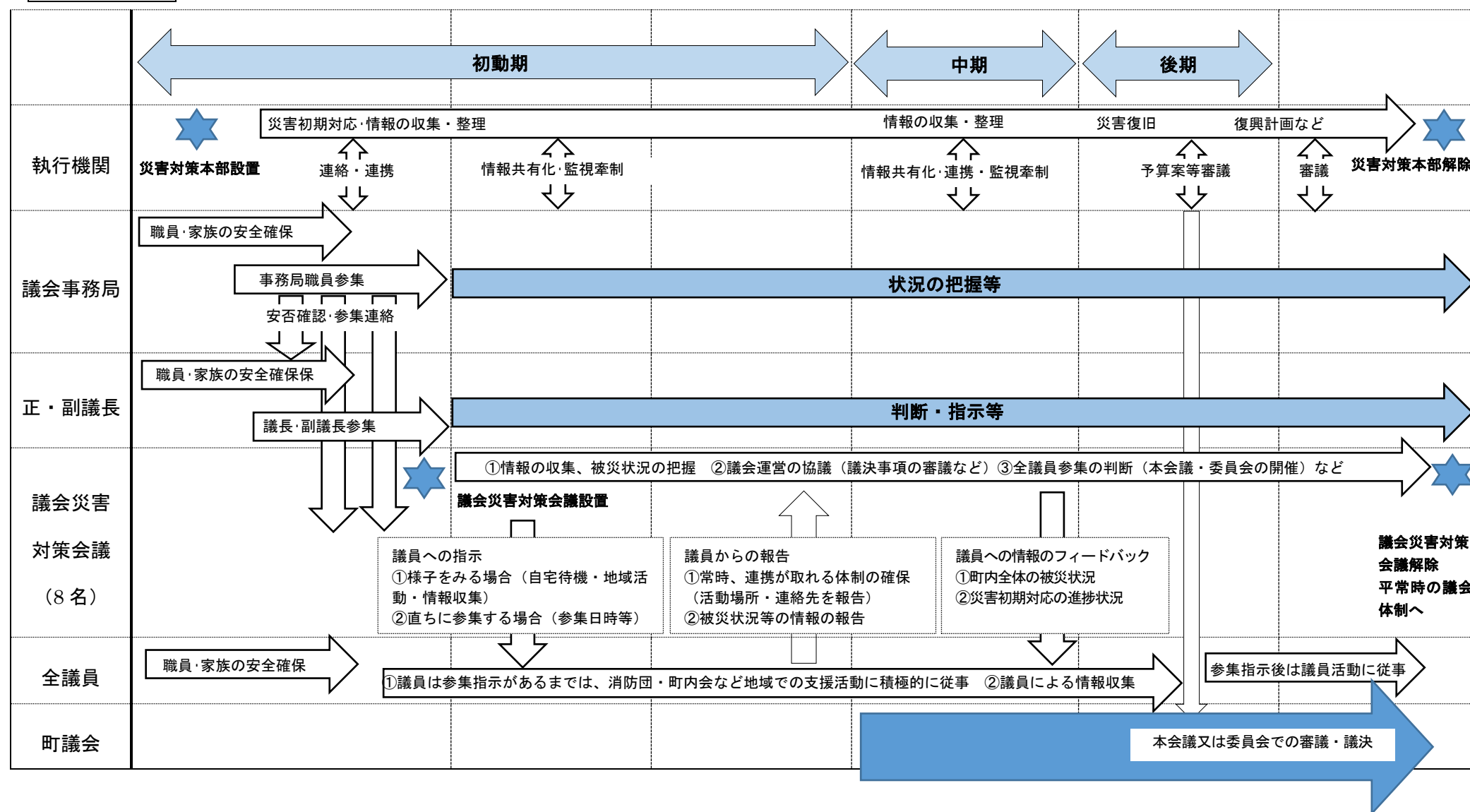
4 1か月後

平常時の議会組織体制へ

復興計画などについて、議会として審議します。

芽室町議会災害時対応基本計画の基本行動フロー（発災が休日・時間外の場合）

地震・風水害編



(3) 審議を継続するための環境の整理

災害等によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置(対応)が必要である。

① 庁舎の建物・設備

議会事務局、本会議場、委員会室等のある本庁舎は、令和2年度に新築され、耐震基準を満たす建物で、相当規模の地震にも耐え、自家発電機能を有するなど、災害対策本部としての機能を失わない設計となっている。

しかしながら、建物の全部に被害が発生するリスクは軽減されているものの、設備機能が停止するリスクは残ることから、災害等によって一部機能を損なった場合の、代替施設(議会事務局の参集場所、対策会議の設置場所)については、検討する必要がある。

② 通信設備

現在、議会事務局には、災害時優先電話は配置(分配)されていない。一般回線による固定電話のみであり、災害時においては利用の集中、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。

そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置(分配)について、執行機関と協議を進め配置するとともに、衛星電話や防災無線なども検討する必要がある。

③ 情報システム

現在、議会の情報システム(会議録検索システム)及びWEBサーバは執行機関のネットワークシステムの中で管理をしている状態であり、~~いずれも~~クラウド化を含む執行機関のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。

一方、議会中継システムを含む議会運営システムは、ネットワーク機器の冗長性及び録画データのバックアップは確保されているが、システムそのものは単独運用であり、障害・故障が発生した場合の代替えが確保されていないことから、早期復旧・代替機器の確保等の検討が必要である。

④ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生4日経過後ごろから救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、3日間分の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考え方となっており、町地域防災計画でも、町民を対象に3日分の必要な品

目及び数量の確保を基本目標としている。また、議会においても議員と事務局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員と事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

(a) 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と事務局職員のあわせて20人の3日分の確保が必要である。なお、備蓄にあたっては、耐震性が確保された施設や倉庫で適切に管理する必要がある。

(b) 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ(トイレパック)や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品などの確保を検討する。

(c) 災害被災者への対応

災害時には、庁舎が町民の避難場所として利用されることも想定される。その対応、支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などの確保を検討する。

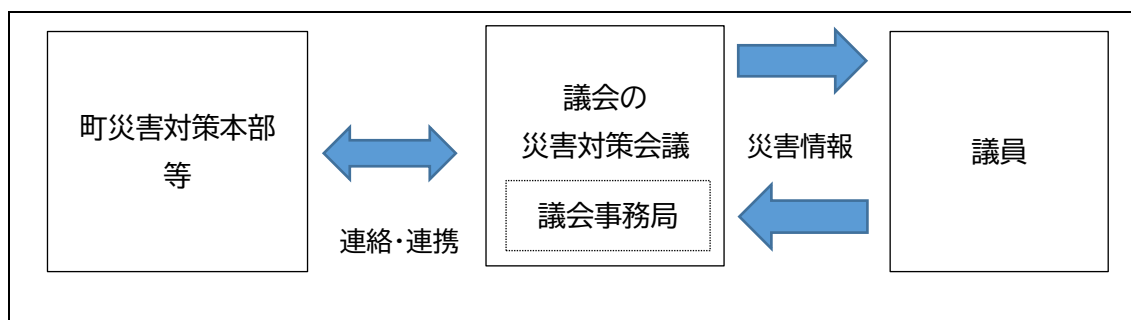
(d) 防災キットなどの確保

議員と事務局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用の自転車の確保等も検討する。

(4) 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、町地域防災計画に基づき配備される初動班や関係機関などを介して、町災害対策本部等へ集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報が寄せられることで、執行機関側の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには情報共有が大切である。そのために、町災害対策本部等と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



※ 町災害対策本部等に、議会事務局職員が同席し、災害対応状況・災害情報等の収集・共有等、連絡・連携体制を確立する。

(現在、町災害対策本部設置に先立ち、あるいは並行して臨時全体課長会議を開催し、議会事務局からは事務局長が出席して情報収集・議員との共有にあっている)

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り対策会議を窓口として行うものとする。

①地域の災害情報の収集など

議員は、町の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や町民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集の指示があるまでは、一町民として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や町民の意向の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する災害情報は、町が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではある。一方で、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に町の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことが重要である。

また、町民への情報のフィードバックや議員間の共有化を図るため、**全議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。併せて、様式2「情報収集連絡表」に基づき、議員は災害情報を収集するものとする。**

②タブレット端末の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、タブレット端末に保存するなどとともに、メール等で議会事務局に写真を送信する。また、災害対策会議などにおいては、Zoomなどのオンライン機能を活用するなど、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議の運営に努めるものとする。

6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 感染症に係る発生段階別の考え方

国内において感染者が発生している新型コロナウイルス感染症においては、治療薬、ワクチン等の開発が進まなければ、収束することは考えにくく、今後も継続して、感染拡大と一定程度の抑制を繰り返すことが予想される。

また、芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画で対象としている新型インフルエンザ等の感染症の発生・拡大の可能性も否定できない。

こうした状況下において、新型コロナウイルス感染症では、各都道府県におけるステージ設定による注意喚起等が行われることになり、北海道では令和2年8月25日、新型コロナウイルス感染拡大に関する警戒ステージを5段階に細分化した(※1 新しい警戒ステージ:北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議)。以降、道では、新型コロナウイルス感染症においては、この5段階のステージに応じた行動指針を示していくことになる。

また、「芽室町新型コロナウイルス発生時の芽室町業務計画」においては、国・道の行動計画を踏まえつつ、「芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対応を基本としていることから、現行においては、北海道の警戒ステージと併せて同計画に掲げられている発生段階(※2)及び芽室町新型コロナウイルス感染症対策タイムライン(※3)に応じた行動指針等を示していくことになる。

※1 新しい警戒ステージ

道としては提言(「今後想定される感染状況と対策について」感染状況を4段階に区分—国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言)に準拠することを基本としつつ、道における感染拡大を効果的に抑え込むためには、感染者が急増する前の段階における対策が重要であることから、道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定した。

○警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状況	対応の考え方
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起(感染状況に応じて、振興局による注意喚起)
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。	特措法第24条第9項に基づく要請 個々の行動変容に対する協力を要請
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階 集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。	特措法第24条第9項に基づく要請 感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	特措法第24条第9項に基づく要請 事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請 国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請

○警戒ステージの対応の目安



○警戒ステージの指標

警戒ステージの指標（移行等の目安）							
項目	指標		1	2	3	4	5
医療提供体制等の負担	病床の逼迫状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数		—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)
監視体制	PCR検査陽性率		—	増加	増加	10%	10%
感染状況	新規報告数		—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)
	直近一週間と 先週一週間の比較		—	増加	増加	増加	増加
	感染経路 不明割合		—	50%	50%	50%	50%

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

※2 芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画

発生段階	状態
前段階(未発期)	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第1段階(海外発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
第2段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
道内未発生期	北海道内での患者が未発生の状態
道内発生期	北海道内で患者が発生している状態
第3段階(国内感染期)	国内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
道内未発生期	北海道内での患者が未発生の状態
道内発生早期	北海道内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
道内感染期	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
第4段階(小康期)	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※3 芽室町新型コロナウイルス感染症対策タイムライン

芽室町タイムライン	フェーズ
道内発生期	新型インフルエンザ等対策関係課会議 フェーズ3(ヒト・ヒト感染なし)
管内発生期 町内未発生期	フェーズ4(限定されたヒト・ヒト感染)
町内発生早期	フェーズ5(より大きな集団があるが、ヒト・ヒト感染は依然限定的)
町内感染期	フェーズ6(パンデミック期・大流行)
町内感染拡大期	

(2)業務継続(感染防止)体制の構築

非常時(第2段階(国内発生早期)のうち道内発生期又は警戒ステージ2)においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、次の段階に備え、交替制勤務の準備を進めるなど、行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会事務局の体制

町において、業務継続計画における第三段階(町内で新型コロナウイルスが発生した場合)へ移行した場合には、議会事務局職員は、通常業務を縮小・休止し、優先度の高い業務を行う。なお、「3つの密」回避のため、優先業務に支障のない限り、テレワーク環境による在宅勤務、時差出勤の活用も検討する。

ア 議会事務局職員の行動基準

a. 第2段階(国内発生早期)

- 道内発生期に備え、備蓄品(マスク、消毒液)の確保状況確認を行う。
- 道外の感染拡大地域との往来についてはその必要性を十分に検討し、不要不急の往来を避ける。

a-2. 第2段階(国内発生早期)又は警戒ステージ1

- 毎朝、本人及び家族等の健康状態の把握に努めるとともに、発熱及び風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がある場合は、出勤を控える。
- 時差出勤を活用するなどの感染防止策を講じる。
- 議事堂フロア入口等への消毒液設置、マスク着用の徹底を図る。
- 町の新型感染症対策関係課会議等と連携し、情報収集を行う。

b. 第2・3段階(道内発生期)又は警戒ステージ2

- 第2段階時の行動基準を継続する。
- 「新型コロナウイルス発生時の議会事務局の業務継続対応」の確認を行うとともに、在宅勤務・時差出勤又は移動オフィス(分散勤務)についての体制を整え、必要に応じて命ずる。在宅勤務にあつては、芽室町在宅勤務制度試行実施要領に則って行う。

○会議の開催に当っては、3つの密に配慮するとともに、書面やオンラインを活用するよう努める。

○議員に対しタブレット端末を活用し情報提供を積極的に行う。

c. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4

○第2・3段階時の行動基準を継続する。

○流行等の状況に応じて継続する通常業務をさらに絞り込み、優先度の高い業務を行う。

○集まる会議開催は必要最小限とし、オンラインによる手法を活用する。

○感染・まん延防止のため議会フロアの定期的な換気・消毒を実施する。

○3つの密が懸念される会合など、感染拡大防止策を講じていない施設への外出は・出席は自粛する。

○感染拡大地域への往来を自粛する。

○従来の対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出は自粛する。

d. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ5

○警戒ステージ3・4時の行動基準を継続する。

○外出を自粛する。

○道外との往来は自粛する。

e. 第4段階(小康期)

○第2段階時の行動基準は継続する。

○順次、通常の業務に戻し、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

○議会フロアの定期的な換気・消毒を実施する。

○3つの密回避への配慮を継続する。

議会事務局職員の非常時優先業務

・来庁者の氏名、連絡先の確認
・職員及び議員の健康観察
・議会事務局の執務場所の確保及び感染予防対策
・議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
・災害対策会議の設置
・町の新型感染症対策本部等との連絡体制の確保
・感染関係情報の収集・整理、議員への発信
・オンライン会議環境の設定
・議場、委員会室などの会議場所の確保

イ 議員への安否(健康状態)確認方法と確認事項

芽室町庁舎内、町内で罹患者が確認された場合や災害対策会議等の開催により議員等の健康状態を報告する必要がある場合、議員等の健康状態等の確認を行う。

確認は、様式3をもって行い、メールによる確認にあたっては様式3を参考とする。

a. 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員のタブレット端末又は携帯メールなどに送信し、返信がない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、タブレット端末・携帯メールへの送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

b. 議会事務局(庁舎)が閉鎖され使用できない場合

議会事務局職員のタブレット端末又は携帯メールなどから議員のタブレット端末・携帯メールに送信、返信のない場合は、議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会総務課職員からタブレット端末・携帯メールへの送信に加えて、直接、電話により安否を確認する

健康状態確認事項

議員とその家族の健康状態(朝の体温、発熱の有無・状況)

議員の所在地、連絡先

※登庁している議員の健康状態確認は、議会事務局職員が聞き取り、確認表を作成する

② 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、町の新型コロナウイルス感染症対策実施要領に位置づけられた新型感染症対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。

災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(議会災害対策会議 8名)

構成員	議長	副議長	議運委員
役職	委員長	副委員長	
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○対策会議の運営に関する事 ○議員の安否(健康状態)に関する事 ○議員の参集に関する事 ○本会議、委員会の開催に関する事 ○本会議、委員会の協議事項などに関する事 ○災害情報の収集・共有などに関する事 ○町対策本部等との連携に関する事 ○その他、災害対応に必要と考えられること

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関する事」、「本会議、委員会の協議事項などに関する事」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。なお、この取り扱いは、最初の災害対策会議で協議・決定し、その後の協議で取り扱いの変更をすることも可能とする。

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	町対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局 (第1委員会室又はオンライン上)	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。協議事項は、委員長が決定する。

※対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の後掲の参集基準と同様とする。

イ 対策会議などの指揮・命令系統

「5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準」における指揮・命令系統と同じ。

ウ 議員の基本的行動

議員は第2段階(国内発生早期)以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身又は家族に発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控えるとともに議会事務局へ報告する。さらに、議員としての立場(非代替性)を踏まえて、活動に当たるものとする。

- 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- 感染症発生地域又は発生地域を経由する議員の出張・外出は必要性・重要性を検討し、可能な限り控える。
- 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4には、不要不急の外出を自粛する。
- 議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- 災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。
- 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- 議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

エ 発生時期に応じた議員の行動

a. 第2段階(国内発生早期)又は警戒ステージ1

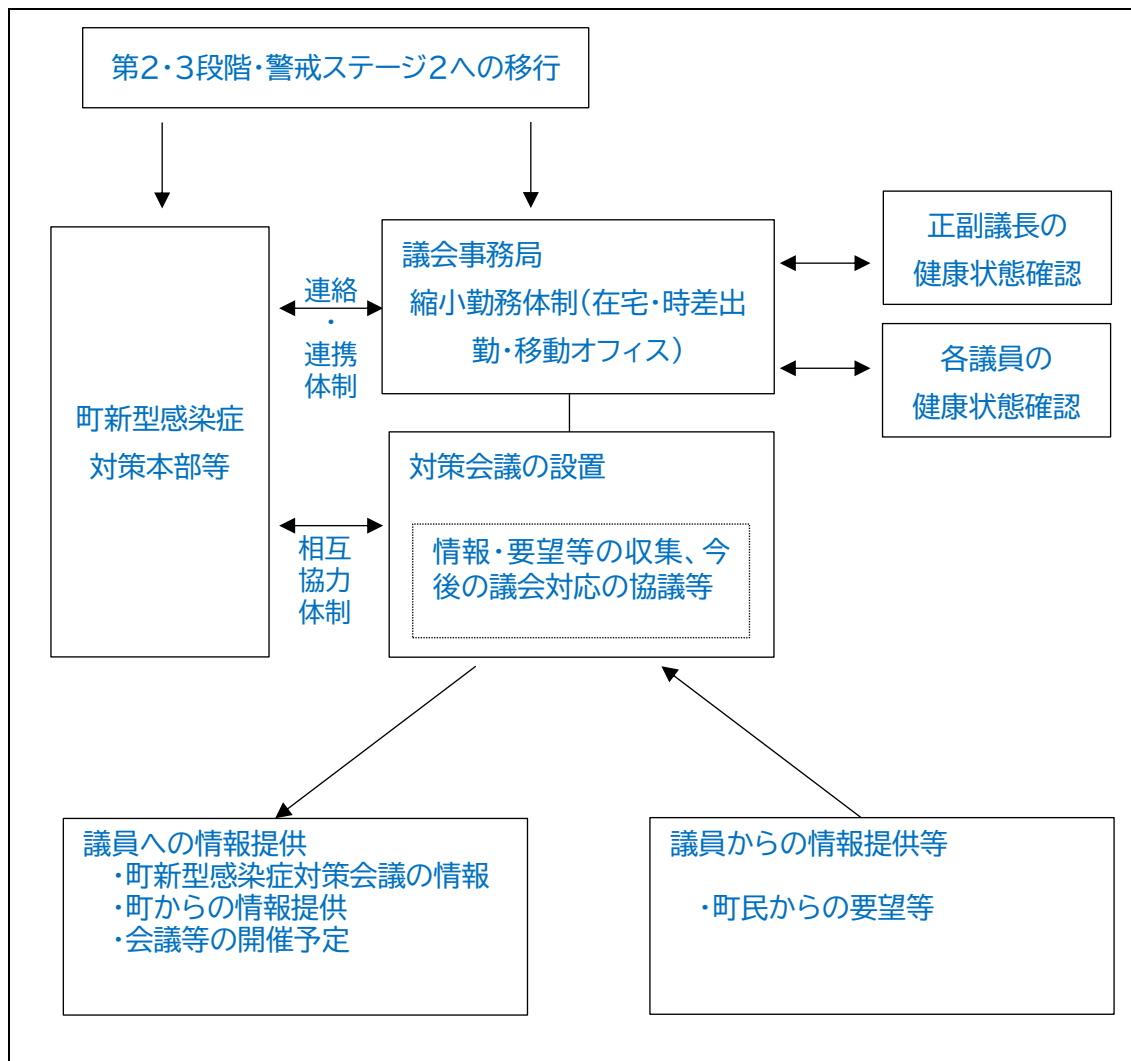
- 毎朝、本人及び家族等の健康状態の把握を行う。
- 発熱及び風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。
- 登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る。

b. 第2・3段階(道内発生期)又は警戒ステージ2

- 第2段階時の行動基準を継続する。
- 会議の開催に当っては、3つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。
- 当面の議会活動内容について検討を行う。
- 住民から収集した町への要望等については、議会事務局を通じて行う。

- c. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4
 - 第2・3段階時の行動基準を継続する。
 - 集まる会議開催は必要最小限とし、オンラインによる手法を活用する。
 - 不要不急の外出を自粛する。
 - 3つの密が懸念される会合など、感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛する。
 - 感染拡大地域への往来を自粛する。
- d. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ5
 - 警戒ステージ3・4時の行動基準を継続する。
 - 外出を自粛する。
 - 道外との往来は自粛する。
 - 町においても業務継続計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。
- e. 第4段階(小康期)
 - 第2段階時の行動基準は継続する。
 - 順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

第2・3段階・警戒ステージ2の議会・議会事務局の行動の流れ

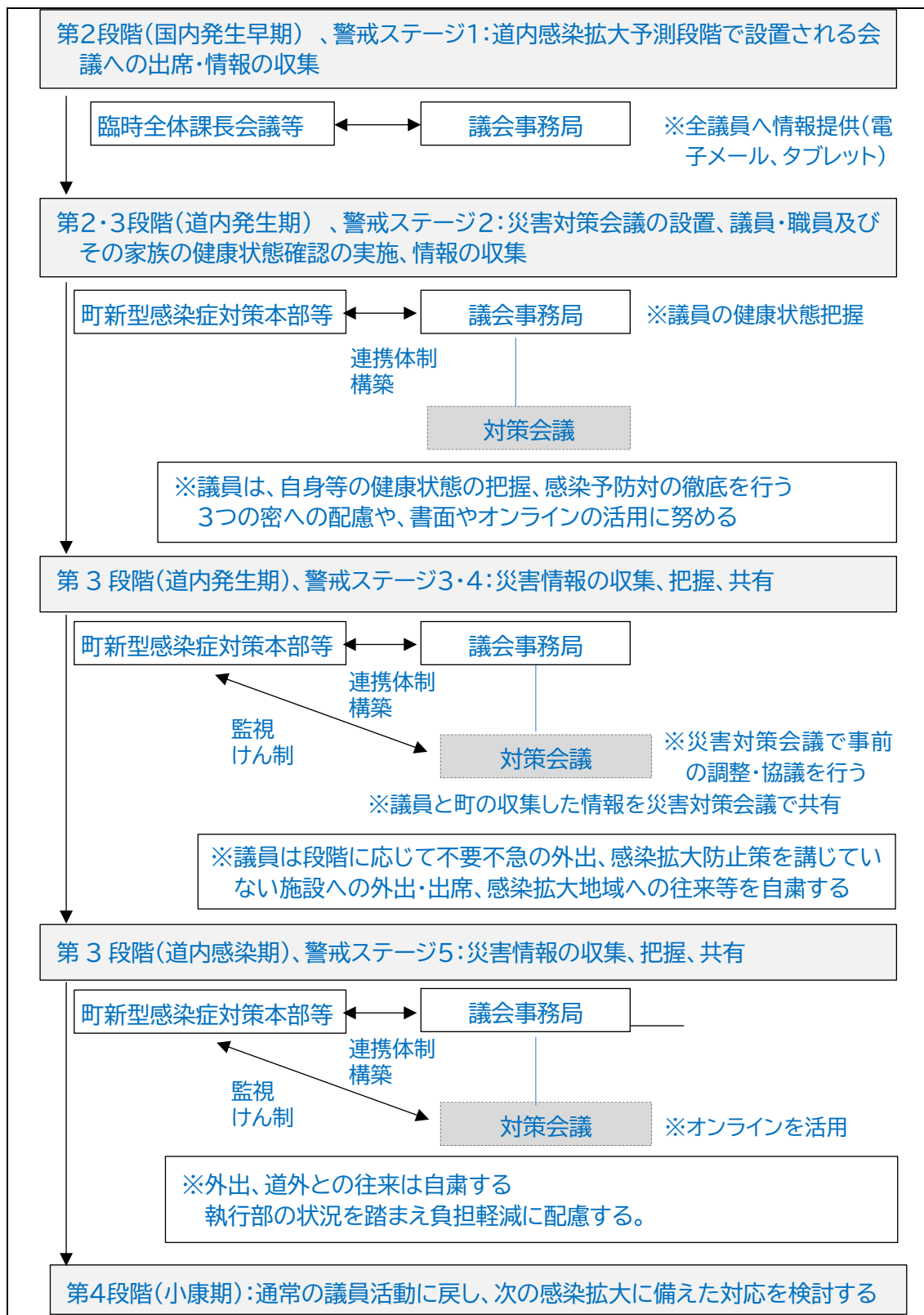


(3) 行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期(発生段階、新型コロナウイルス感染症については3つのステージ)に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、第4段階から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別な対策が町において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

① 行動形態

感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。



② 行動基準

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【第2段階】 国内発生早期	・備蓄品(マスク、消毒液)の確保状況確認		
【第2段階】 国内発生早期 又は 警戒ステージ1	・本人及び家族等の健康状態の把握 ・時差出勤活用の検討 ・消毒液設置 ・マスク着用 ・町本部と連携し情報共有		・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策を徹底
【第2・3段階】 道内発生期 又は 警戒ステージ2	・上段の内容継続 ・優先業務の確認 ・議員への情報提供 ・3つの密に配慮した会議開催、書面、オンラインを活用 ・在宅勤務・時差出勤又は移動オフィス(分散勤務)の体制を整え、必要に応じて命ずる	・災害対策会議の設置 ・災害対策会議開催の検討 ・町の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動について検討	・上段の内容継続 ・3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める ・住民からの要望等の収集
【第3段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ3・4	・上段の内容継続 ・継続する通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・災害対策会議の運営 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施	・災害対策会議の開催	・上段の内容継続 ・集まる会議開催は必要最小限とし、オンライン会議を活用する ・不要不急の外出自粛 ・感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛 ・感染拡大地域への往来を自粛

【第3段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ5	・上段の内容継続	・災害対策会議の開催	・上段の内容継続 ・外出を自粛。 ・道外との往来は自粛 ・執行部の状況を踏まえ 負担軽減に配慮
【第4段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ5	・順次、通常の業務を再開 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施 ・3つの密回避の配慮	・次の感染拡大に備えた対応を検討	・順次、通常の議員活動に戻す ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る

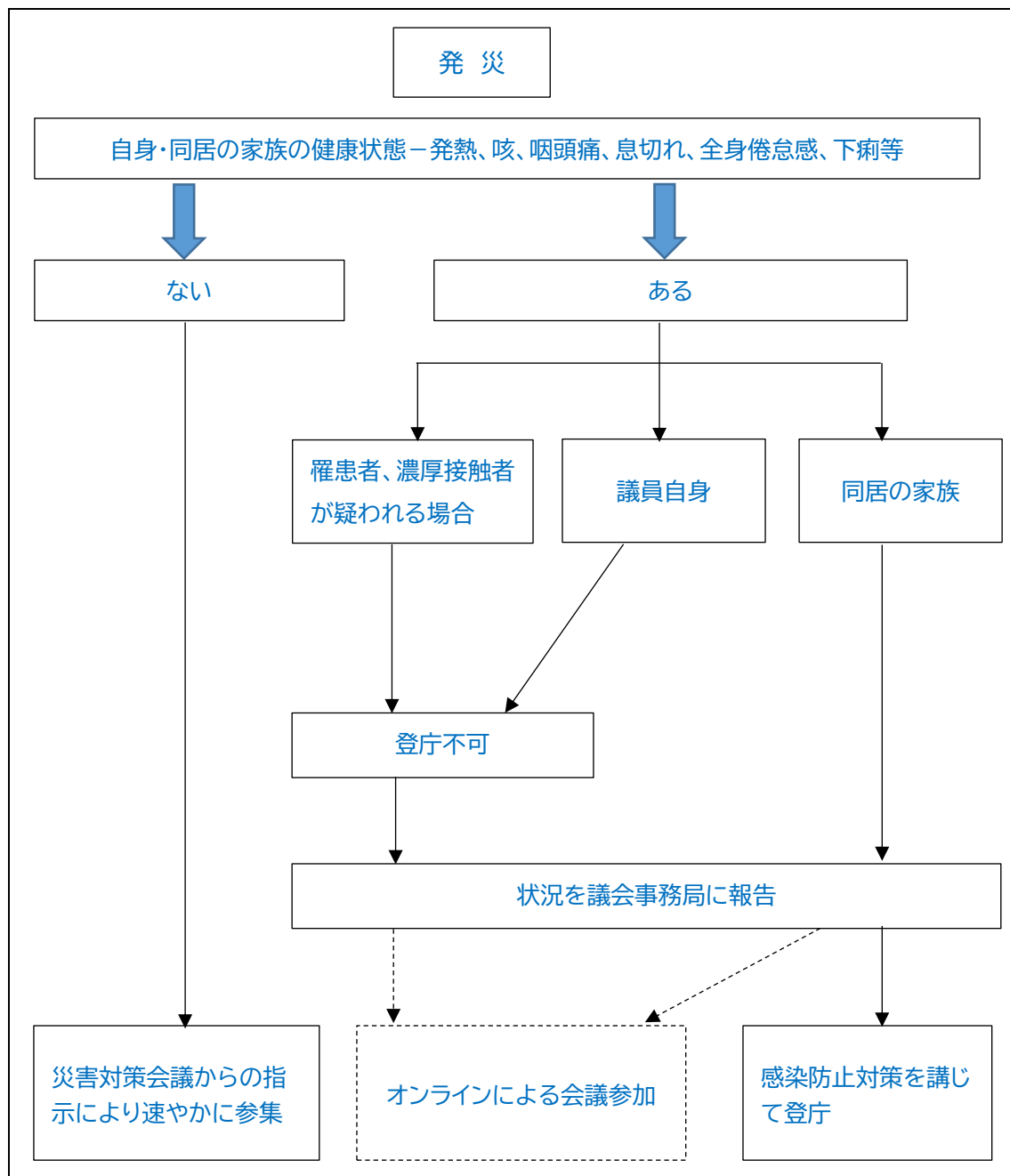
③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

議員参集基準

災害種別	参集方法(手段)	参集場所	服装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する	委員会室又は議会事務局が指定する場所	通常の服装	マスク等 タブレット、携帯電話、筆記用具など

議員の参集フロー



議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく必要がある。

(4) 審議を継続するための環境の整理

① オンライン会議の活用

今回の新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日、7都府県に対して緊急事態宣言が、さらに、4月16日には全国に拡大され、5月25日の5都道県解除まで、約2か月間にわたり不要不急の外出自粛等の措置がとられた。

芽室町議会においては、令和元年定例会3月定例会議において、一般質問の自粛を申し合わせ、予算審査日程を1日短縮するなど、執行機関側の感染症対応にも配慮した会議運営を行った。

また、その後の全国・北海道内・十勝管内の感染拡大により、議会の本質的活動である本会議や各委員会が「3つの密の場」として開催があやぶまれる中で、感染拡大防止策を講じて会議を開催してきた。

感染症にあつては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議・対話の場を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議の導入・活用が必要である。

本会議におけるオンライン会議の開催は、現行地方自治法の規定により実施ができないが、他自治体議会からの同法の改正についての働きかけも見られることから、その動向を見守るとともに、必要に応じ連携して行動することも効果的と考えられる。

また、委員会におけるオンライン会議の開催は、一定の対策等を講じることで、差し支えないとの総務省通知はあるが、本町での実施には、委員会条例等の改正が必要となることから、オンライン会議の実現に向けた条例等の改正、執行機関側のハード・ソフト整備も含めた運用手順の整理が必要である。

一方、災害対策会議や議員間の意見交換の場等については、4月に試行したタブレット端末によるオンラインシステムによる会議を、必要に応じ積極的に活用していく。

② 備蓄品などの確保

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、北海道内においては、国に先んじて緊急事態宣言が出されるなど感染拡大が起こり、その後、十勝管内でも初めて感染者が確認されているが、感染拡大期においては、学校の休校や施設等の閉鎖が続くなど、町民生活に大きな影響を与えた。また、感染予防対策のためのマスクや消毒液等が入手できない状況があった。

これまで議会においても議員、議会事務局職員と傍聴者を対象としたマスクなどの感染防止備蓄品は確保していなかったが、感染症の影響は長期におよぶと

ともに、一旦収束しても次の感染拡大も予想されることから、議員と議会事務局職員が継続的に業務に従事することができるよう、また傍聴者への配慮も必要なことから、町とも連携し、備蓄品などを確保する必要がある。

a. マスク

感染症の感染防止対策として、議員と議会事務局職員のあわせて20人の60日分(約1,200枚)の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、品質が保たれる環境において、適切に管理する必要がある。

b. 消毒液

感染症の感染防止対策として、消毒液(アルコール濃度70～95%若しくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる)は、個人の手指衛生の徹底のため、また、議事堂フロア内の消毒のため一定数量の確保が必要である。

なお、消毒液については、使用期限に留意し、定期的な更新が必要となる。

③ 一般傍聴者への対応

感染症発生段階別において設定されている第2・3段階(道内発生期)、警戒ステージ2移行時については、3つの密を回避するため、本会議や委員会等の一般傍聴について検討する必要がある。また一般傍聴者のについては、感染に係る追跡ができるよう氏名・連絡先を確認の上、傍聴を認めることになる。

なお、一般傍聴に替わる手法として、すでに本会議、各委員会、全員協議会のインターネット中継が整備されていることから、これらの視聴について周知・誘導、あるいは本会議場・委員会室以外の庁内での視聴(タブレット端末によるインターネット視聴、議場外設置モニターによる視聴など)を活用する。

(5)情報の的確な収集

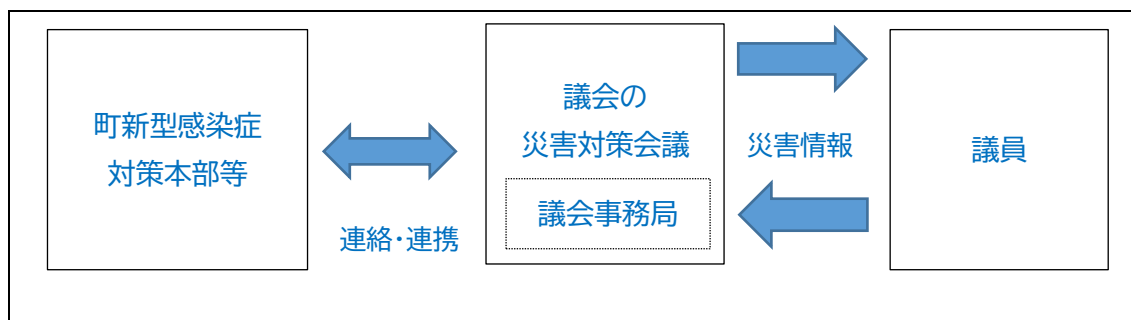
議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、国や道の動向及び地域の実情を的確に把握することが前提となる。町において事案発生による業務継続計画が発動されると、通常業務から優先度の高い業務へ人員が集中されることになる。こうした状況下において、議事機関としての議会の監視機能を維持することは必要である。

そのため議会は、執行機関の業務継続計画の進捗状況や、町民の置かれている状況の把握の現状などの情報を共有することを基本として、議会としての権能を最大限発揮できるように努めるものとする。

一方、執行機関が混乱している状況において、執行機関への負担軽減を図るこ

とも必要であり、バランス感覚を保ちながら執行機関と協力し、町民福祉の向上を図っていくとともに、町民の不安や要望等に耳を傾け、情報発信することは、地域に根差した議員にとっても重要な活動である。

災害対策会議の開催にあたっては、今後の町の取組み等を的確に把握するため、必要に応じて執行機関を招へいし、意見交換をすることが必要である。



※ 町新型コロナウイルス対策本部等に、議会事務局職員が同席し、災害対応状況・災害情報等の収集・共有等、連絡・連携体制を確立する。

(現在、町新型コロナウイルス対策本部設置に先立ち、あるいは並行して臨時全体課長会議を開催し、議会事務局からは事務局長が出席して情報収集・議員との共有にあたっている)

① 地域の災害情報の収集など

議員は、町の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の状況や町民の声を把握することが可能である。そのため、議員は感染防止対策を講じた上で、町民の要望等の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集、把握した要望等の執行機関への発信は、執行機関の人員及び業務体制を鑑み、議会事務局を通じて行う。

また、議員は町民の不安を払拭するため、町の情報や執行機関からの回答等をもとに情報発信を行うことも重要である。町民への情報のフィードバックや議員間の共有化を図るため、全議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

② タブレット端末の活用

議員は、貸与されているタブレット端末を有効に活用し、常に情報の受発信に努める。また、感染拡大防止の観点からも、Zoomなどの機能オンライン会議等を活用する。

(6) 議員・議会事務局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等

① 議事堂フロアの閉鎖

- 町、保健所からの指示・助言を得ながら、発生日の翌日から一定期間、議事堂フロア等を消毒作業等のため閉鎖する。
- 一定期間を経て、業務を再開するが、議事堂フロアが使用不可になった場合、他の会議室等、業務の場所を確保する。

② 議会フロアの消毒

- 基本的には町等の指示より、実施する。

③ 罹患者等の復帰基準

対象者	復帰基準
1 罹患者(PCR検査で陽性となった議員及び職員)	次の①及び②の条件を満たした場合のみ職場復帰可能とする。なお、退院時等に医師の指示がある場合はそれに従うこと。 ①発症後に少なくとも10日が経過している ②薬剤*1を服用していない状態で、解熱後および症状*2消失後に少なくとも72時間が経過している *1:解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 *2:咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
2 感染が疑われる議員及び職員	
1)濃厚接触者(保健所の調査により濃厚接触者と判断された議員及び職員)	保健所による14日間の健康観察後は、体調確認の上で職場復帰可能とする。
2)発熱や風邪症状を認める者	次の①及び②の条件を満たした場合のみ職場復帰可能とする。なお、退院時等に医師の指示がある場合はそれに従うこと。 ①発症後に少なくとも8日が経過している ②薬剤*1を服用していない状態で、解熱後および症状*2消失後に少なくとも72時間が経過している *1:解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 *2:咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など ・8日が経過している:発症日を0日として8日間のこと ・3日が経過している:解熱日・症状消失日を0日として 3日間のこと
3)その他感染の可能性がある者	家族が濃厚接触者となった、家族に発熱や風邪症状がある、濃厚接触者と接した等の者は、健康状態に十分注意を払い、体調確認の上で職場復帰を可能とする。

※この取扱いは、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(日本
渡航医学会・日本産業衛生学会 2020年8月11日作成)及び札幌市「体調
不良時などの対応フロー」に基づく。

※なお、町において、基準等の定めがあった場合は、その取扱いとする。

④ 職員の業務体制

- 議事堂フロア等の発生日の翌日から一定の期間中に、保健所等により濃厚
接触者の確定がなされる。
- 一定期間を経た後は「新型コロナウイルス発生時の議会事務局の業務継続
対応」に基づき、優先すべき業務を選定して業務を再開する。
- なお、議会事務局内の人員で業務を再開・継続できない場合は、総務課長
に報告し、執行機関職員の応援等、適切な対応を求めるものとする。

新型コロナウイルス発生時の議会事務局の業務継続対応

A 従来どおり継続する事務事業
・ 議員の出席及び欠席に関すること。 ・ 議員の公務災害に関すること。 ・ 議事日程及び諸報告に関すること。 ・ 本会議に関すること。 ・ 委員会及び公聴会に関すること。 ・ 議員協議会、議会運営委員会及び委員会協議会に関すること。 ・ 会議の傍聴人に関すること。 ・ 議案、請願、陳情、決議及び意見書に関すること。 ・ 議事堂の管理に関すること
B 取扱方法を変更・縮小し、対応する事務事業
・ 議員名簿、委員名簿及び職員名簿並びに履歴簿の整備に関すること。 ・ 文書の收受、発送及び保管に関すること。 ・ 公印の管理に関すること。 ・ 議会に属する予算及び経理事務に関すること。 ・ 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること。 ・ 職員の研修に関すること。 ・ 職員の服務規律及び厚生に関すること。 ・ 慶弔に関すること。 ・ 議長会に関すること。 ・ 議員会に関すること。 ・ 議友会に関すること。

・ 議員共済に関すること。 ・ 議員互助に関すること。 ・ 会議録その他会議記録の調製保管に関すること。 ・ 議案の審議に必要な資料の調製に関すること。 ・ 町政に関する調査、検査及び情報の収集、整理に関すること。 ・ 法令の調査研究に関すること。 ・ 議会関係諸規程の制定及び改廃に関すること。 ・ 議会の広報に関すること。
C 中断又は中止する事務事業
・ 儀式、接待及び交際に関すること。

(※新型コロナウイルス発生時の芽室町業務継続計画)

⑤ その他の対応

a. 委員会視察、研修会等期間中の感染

- 正副委員長は視察、研修会等を中止し、議会事務局を通じてその旨を議長に報告する。
- 参加議員等は、感染等の地域を所管する保健所の指示に従う。

b. 委員会視察、研修会等期間中に感染等が予想される場合

- 正副委員長は、感染等の状況に応じて視察、研修会等の中止又は延期の判断を行う。また、中止又は延期の判断を行った場合、議会事務局を通じてその旨を議長に報告する。

c. 外部からの行政視察、研修会等の対応

- 第2段階・警戒ステージ1・2にあつては、来町予定議会等の自治体及び周辺地域並びに芽室町までの移動行程上に感染地域がなく、感染防止策を行った上で受け入れを行うものとする。
- 第3段階・警戒ステージ3以降にあつては、基本的にすべての行政視察、研修会等を中止する。また、オンラインによる視察等を検討する。

7. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 議会の防災計画など

地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として町において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

このたび、議会災害時対応基本計画を作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会災害時対応基本計画の検討事項に加えて減災対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項(防災計画)や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となる。

今後、議会としての防災計画や(仮称)防災基本条例等の策定に向けた検討が求められるところである。

(2) 議会の防災訓練

議会災害時対応基本計画の作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象とした防災訓練(机上訓練・図上演習など含む。)を計画的に実施することが必要である。

8. 計画の運用

(1) 議会災害時対応基本計画の見直し

議会災害時対応基本計画に基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会災害時対応基本計画の適宜改正を行うものとする。

なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントである。

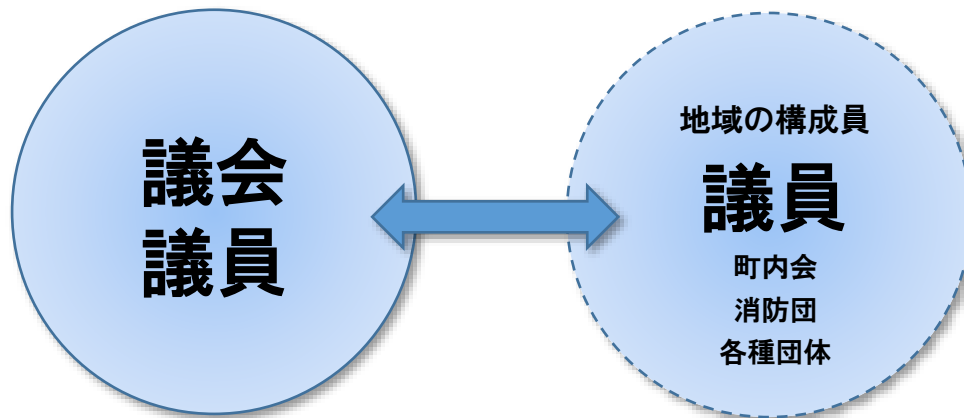
(2) 見直し体制

議会災害時対応基本計画の見直しは、~~議会運営委員会対策会議~~を中心に行うものとする。~~なお、必要に応じて計画策定時の議員は、対策会議に参加できるものとする。~~

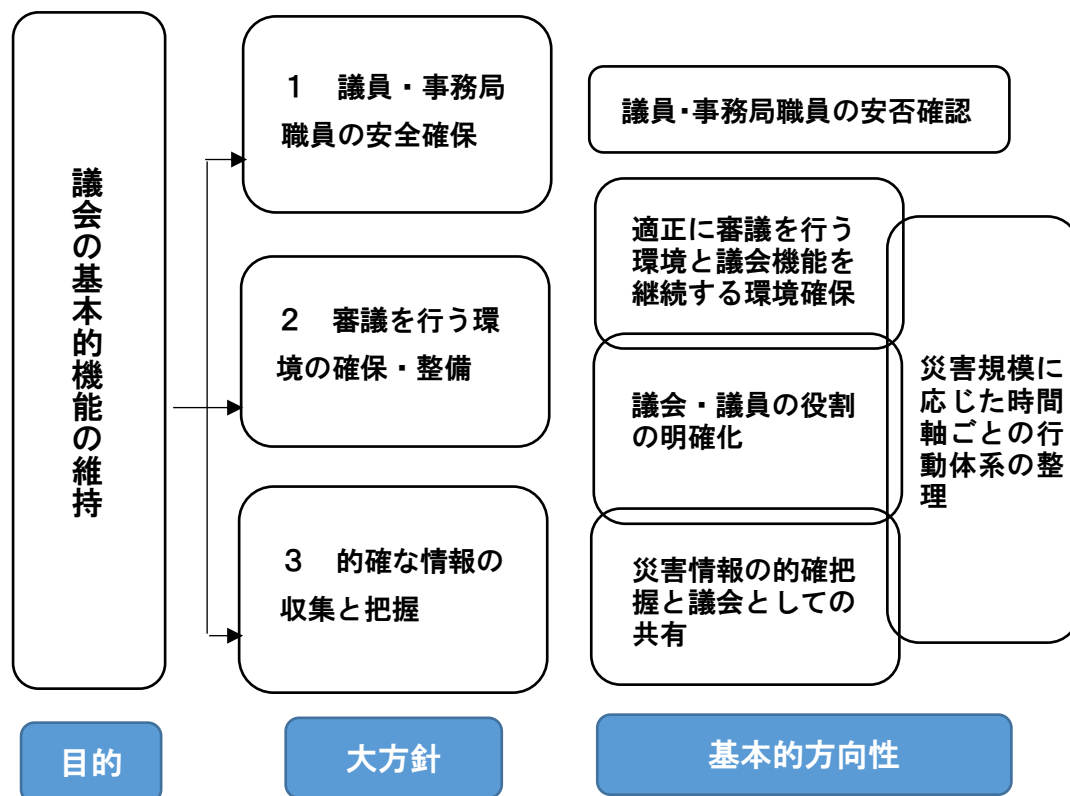
9. 資料

芽室町議会災害時対応基本計画の特徴

■ 議員の役割 = 議会の構成員 + 地域の構成員



芽室町議会災害時対応基本計画の体系



様式 1

芽室町議会議員安否確認票

確認日時	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名			議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ ・重体 ・重症 ・軽症 ・その他 ()	
			無 ⇒	
	家族	被災	有 ⇒ ・配偶者 ・子ども ・その他 ()	
			無 ⇒	
所在地	町内	⇒ ・自宅 ・自宅以外		
	町外	⇒ ・場所 ()		
居宅の状況	被害	有 ⇒ ・全壊 ・半壊 ・一部破損 ・床上浸水 床下浸水 ・その他 ()		
		無 ⇒		
参集可否	可 否		参集可能な時期	
連絡先	議員と連絡が取れない場合 ⇒ 家族の連絡先を記入			
地域の被災状況				
その他	特記事項があれば記入			

送信先：芽室町議会事務局 FAX 0155-62-9831 メール g-shomu@memuro.net

TEL 0155-62-9713

様式 2

芽室町議会議員情報収集連絡票

受信者氏名 (事務局)		報告日時	月日	
			時間	
受信日時 (事務局)		議員氏名		
受信番号 (事務局)		連絡先		

発生状況	発生場所 (地域)				発生日時		月日		
							時間		
被害状況	死傷者	死者		不明	住家	全壊		一部 破損	
		負傷者		計		半壊		床上 浸水	
								床下 浸水	
応急対策状況									
町民の避難状況									
町民要望									

送信先：芽室町議会事務局 FAX 0155-62-9831 メール g-shomu@memuro.net
TEL 0155-62-9713

様式3

芽室町議会議員健康状態確認票

※事務局使用欄			報告日時	月 日 ()
				午前・午後 時 分 送信
確認日時	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名			今朝の体温	_____℃

健康状態	いつごろから下記の症状がありますか【 今日 、 昨日 、 _____日前から】				
	議員本人	有 ⇒ 発熱 【 ℃】			
		強いだるさ・息苦しさ・その他 ()			
	無				
	家族	有 ⇒	配偶者 ・発熱 【 ℃】 ・強いだるさ ・息苦しさ	子ども ・発熱 【 ℃】 ・強いだるさ ・息苦しさ	その他 () ・発熱 【 ℃】 ・強いだるさ ・息苦しさ
無					
現在、自宅以外に滞在している方は記入下さい		住 所： 電話番号：			
その他	特記事項があれば記入（受信状況－医師の診断、PCR検査予定等）				

※毎日の検温・手洗い・うがい・咳エチケット、換気の励行を。

※不要不急の外出は控えましょう。

※健康状態の変化がある場合は、議会事務局までご連絡を。

送信先：芽室町議会事務局 FAX 0155-62-9831 メール g-shomu@memuro.net

TEL 0155-62-9713

■災害時対応基本計画導入・改訂履歴■

1 導入時

1 導入の目的

- ① 災害などの非常時に、議会が迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという機能維持を図るため。
- ② 議会及び議員として行動指針を明確にし、執行機関への支障を回避するため。
- ③ 震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能を果たすため。

2 導入の手順

- ① 招集順位 第1招集班→第2招集班→議会对策本部設置→全員招集
- ② 執行機関との調整（町災害対策本部）

3 導入にあたっての町民への説明・理解

- ① 議会広報誌・議会ホームページ・報道機関
- ② 議会報告と町民との意見交換会
- ③ 議会諮問会議・議会モニター会議
- ④ 議会災害時対応基本計画のパブリックコメント

4 導入の課題解決

- ① 連絡伝達方法の確立
- ② 議会基本条例の一部改正等

5 導入にあたっての訓練等

- ① 会議中を想定した避難訓練等の実施
- ② 応召訓練等
- ③ 備蓄・備品・作業着・用具等の検討

2 改訂

■平成30年8月24日 一部改訂

- 9ページ「検討課題」削除
- 23ページ「町災害対策本部等に、議会事務局職員が同席し、災害対応状況・災害情報等の収集・共有等、連絡・連携体制を確立する」に改定

■令和2年 月 日 一部改訂

- 議会災害対応の対象災害に「感染症」を追加
- 「感染症」に係る業務継続の体制・活動基準等を追加規定
- 「地震・風水害」等に係る業務継続の体制・活動基準を別途区分
- 「風水害」に対応する行動基準に「予測期」を追加
- タブレット端末の活用を追加
- 事務局職員が感染等した場合の補完対応を記載
- 全体的な字句等の修正（災害→災害等、災害発生時→災害時、など）
- その他（新庁舎移転等）



北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813